



熊本県公報

号外 第 4 号
平成 31 年(2019 年)
3 月 6 日(水)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例

- 熊本県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例
..... (国保・高齢者医療課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県国民健康保険財政安定化基金に係る予算を計上する会計区分を、一般会計から国民健康保険事業特別会計に変更することとした。(第 2 条関係)
- 2 その他規定の整理を行うこととした。(第 6 条、第 8 条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 31 年 3 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 1 号

熊本県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例
熊本県国民健康保険財政安定化基金条例(平成 28 年熊本県条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「熊本県一般会計歳入歳出予算」を「熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」に改める。

第 6 条中「国民健康保険に関する特別会計」を「熊本県国民健康保険事業特別会計」に改める。

第 8 条第 1 項中「同令」を「算定政令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。